

バリアフリー観光相談窓口運営等委託業務 プロポーザル審査要領

バリアフリー観光相談窓口運営等委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「バリアフリー観光相談窓口運営等委託業務 プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査員1名につき200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1)業務内容の理解について | (40点) |
| (2)相談窓口の設置・運営に関する企画 | (80点) |
| (3)現地調査の円滑な実施について | (20点) |
| (4)スキルアップや連携強化の取組に関する企画 | (20点) |
| (5)業務実施体制・スケジュール | (20点) |
| (6)業務実績 | (10点) |
| (7)経費見積書 | (10点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和4年2月7日(月)10:00~11:30(予定)

場所 高知県立高知城歴史博物館(高知市追手筋 2-7-5)

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1者20分とします。プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を10分程度設けます。
- ② 審査委員会への入室は1参加者あたり3名までとします。
- ③ 順番は企画提案書の受付順とし別途お知らせします。
- ④ プレゼンテーションで使用できる資料はあらかじめ提出した企画提案書のみとします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を選定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
業務内容の理解について	業務内容を十分理解しバリアフリー観光に関する専門相談窓口としての機能を十分発揮できる内容となっているか。	<u>40</u>
相談窓口の設置・運営に関する企画	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応を滞りなく行うことのできる人員を確保しているか、または確保する予定か。 ・人員配置計画や相談窓口の設置場所、観光客の相談方法など観光客が利用しやすい相談窓口とするための提案となっているか。 	<u>80</u>
現地調査の円滑な実施について	現地調査の内容を理解し、現地調査を滞りなく行うことのできるスキルを要した調査人員を確保しているか、確保する予定か。	<u>20</u>
スキルアップや連携強化の取組に関する企画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果（相談対応のスキルアップ）を発揮するための具体的な研修メニューが提示されているか。 ・事業の効果（他の観光案内所との連携強化）を発揮するために適切な取組となっているか。 	<u>20</u>
業務実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を滞りなく実施することのできる体制となっているか。 ・スケジュールについて、具体的かつ現実的な提案となっているか。 	<u>20</u>
業務実績	同種、同類の業務を滞りなく実施した実績を有するか。	<u>10</u>
経費見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・必要と考えられる経費が全て計上されているか。 ・提案された業務規模と経費見積もりが大きくかけ離れていないか。 	<u>10</u>